

DmMiX

いま「社会」から必要とされている事を

第5期 定時株主総会 招集ご通知

 2022年3月25日（金曜日）
日時 午前10時（受付開始 午前9時）

 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
場所 ANAクラウンプラザホテル大阪
4階 平安の間

（末尾記載の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役10名選任の件

目次

第5期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
事業報告	38
連結計算書類	59
計算書類	61
監査報告	63

株式会社ダイレクトマーケティングミックス

証券コード 7354

株 主 各 位

大阪市北区曽根崎一丁目2番9号
株式会社ダイレクトマーケティングミックス
代表取締役社長CEO 小林 祐 樹

第5期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第5期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本総会につきましては、ご来場をできる限りお控えいただくとともに、事前に議決権をご行使くださいますよう強くご推奨申し上げます。

なお、事前に議決権を行使される場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2022年3月24日(木曜日)午後6時までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年3月25日(金曜日)午前10時
(受付開始時刻は午前9時となります。)
2. 場 所 大阪市北区堂島浜一丁目3番1号
ANAクラウンプラザホテル大阪 4階 平安の間
(末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項 1. 第5期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)事業報告、連結計算書類及び計算書類の内容報告の件
2. 会計監査人及び監査役会の第5期(2021年1月1日から2021年12月31日まで)連結計算書類監査結果報告の件
決議事項
第1号議案 定款一部変更の件
第2号議案 取締役10名選任の件

以 上

- ◎事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」、連結計算書類の「連結持分変動計算書」、「連結注記表」及び計算書類の「株主資本等変動計算書」、「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第16条の定めに基づきインターネット上の当社ウェブサイト (<https://dmix.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。
- ◎監査役が監査した事業報告並びに会計監査人及び監査役が監査した連結計算書類及び計算書類には、本総会招集ご通知添付書類に記載したもののほか、上記の事項を含んでおります。
- ◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://dmix.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎本総会の決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、本総会終了後、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://dmix.co.jp/>) に掲載させていただきます。
- ◎当日ご出席される場合は、紙資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法によりご行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を**会場受付にご提出**ください。

日時 2022年3月25日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）

書面（郵送）で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2022年3月24日（木曜日）午後6時到着分まで

インターネット等で議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

行使期限 2022年3月24日（木曜日）午後6時入力完了分まで

- ① 株主様以外の方による不正アクセス（なりすまし）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使ウェブサイト上で「パスワード」の変更をお願いすることとなりますのでご了承ください。
- ② 株主総会の招集の都度、新しい「議決権行使コード」及び「パスワード」をご通知いたします。
- ③ 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金・電話料金等）は株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料その他携帯電話利用による料金が必要となりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

■書面とインターネット等により重複して議決権をご行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効とさせていただきます。

■インターネット等により複数回、議決権をご行使された場合は、最後にご行使された内容を有効とさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより議決権を行使される場合は、パソコン、スマートフォン又は携帯電話から当社の指定する議決権行使ウェブサイトへアクセスし、画面の案内に従ってご行使くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>



バーコード読み取り機能付のスマートフォン又は携帯電話を利用して右上の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォン又は携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

議決権行使期限：2022年3月24日（木曜日）午後6時入力完了分まで

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- ・「次へすすむ」をクリック

2. 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- ・「議決権行使コード」を入力
- ・「ログイン」をクリック

3. 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- ・「パスワード」を入力
- ・実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください
- ・「登録」をクリック

※操作画面はイメージです。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合は、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 業務執行と監督機能の明確な分離による経営監督機能の強化、業務執行における権限・責任の明確化と経営の透明性・客観性の向上等を目的として、指名委員会等設置会社へ移行することといたしたく存じます。
- (2) 監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行するため、指名委員会、監査委員会、報酬委員会及び執行役に関する規定を新設するとともに、監査役及び監査役会に関する規定を削除するものであります。
- (3) 会社法等の改正により、株主総会参考書類等の電子提供措置が認められるとともに、振替株式発行会社には、電子提供措置に係る改正法の施行日以降、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定款で定めることが義務付けられることとなりましたので、所要の変更を行うものであります。
 - ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
 - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
 - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
 - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。
- (4) 会計監査人の責任免除に関する規定を取締役の責任免除と合わせるものであります。
- (5) その他、上記各変更に伴う条数や字句を変更し、併せて一部表現の変更を行うものであります。

2. 指名委員会等設置会社の概要

- (1) 指名委員会等設置会社は、執行機関と監督機関を分離するものであり、取締役は業務執行を行わず、取締役会の決議により選任された執行役が業務執行を行います。
また、重要な業務執行の権限を執行役に委譲できるため、経営のスピードアップや機動的な事業展開が可能となります。
- (2) 取締役会の内部機関として、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を設置し、各委員会は3名以上の取締役によって構成され、各委員は取締役会の決議によって選定されます。また、各委員のうち過半数は、社外取締役となります。
- (3) 監査役は、取締役会における議決権を有しておりませんが、監査委員である取締役は議決権を有しております。この点が監査役会設置会社と指名委員会等設置会社の相違点の一つであります。

- (4) 監査役会設置会社の監査の範囲は、原則として適法か否かの「適法性監査」となっていますが、指名委員会等設置会社では、「妥当性監査」も加わるため、経営全般にわたる幅広い監査が可能となります。
- (5) 欧米では、わが国のような監査役制度がないことに加え、監査役は取締役会での議決権がないため、取締役会の監督機能等について、海外機関投資家等から容易に理解が得られませんが、指名委員会等設置会社は監査役制度に比べて分かりやすい機関設計となります。

3. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、本議案に係る定款変更の効力は、附則第2条第1項に定めるものを除き、本総会終結の時をもって生じるものといたします。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
<p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告とする。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(機 関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p>	<p>第1条～第3条 (現行どおり)</p> <p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、電子公告とする。<u>ただし</u>、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。</p> <p>(機 関)</p> <p>第5条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会 (2) <u>指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u> (3) 執行役 (4) 会計監査人</p>

現 行 定 款	変 更 案
第2章 株 式	第2章 株 式
第6条～第8条 (条文省略)	第6条～第8条 (現行どおり)
(株主名簿管理人)	(株主名簿管理人)
第9条	第9条
1. 当社は、株主名簿及び新株予約権原簿（以下「株主名簿等」という。）の作成及び備置きその他株主名簿等に関する事務を取り扱わせるため、株主名簿管理人を置く。	2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役によって定める。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。	(現行どおり)
3. 当社の株主名簿等は、株主名簿管理人の営業所に備え置き、当社においてこれを取り扱わない。	
(株式取扱規則)	(株式取扱規則)
第10条	第10条
当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、 <u>取締役会において定める株式取扱規則による。</u>	当社の株式に関する取扱い及びその手数料は、法令又は本定款のほか、 <u>取締役会の決議又は取締役会の決議による委任を受けた執行役が定める株式取扱規則による。</u>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条～第12条 (条文省略)	第11条～第12条 (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条</p> <p>1. <u>株主総会は、取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>2. <u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第14条～第15条 (条文省略)</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第13条</p> <p>1. <u>当会社の株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役が招集する。当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集する。</u></p> <p>2. <u>当会社の株主総会は、取締役会においてあらかじめ定めた取締役又は執行役が議長となる。当該取締役又は執行役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役又は執行役が株主総会の議長となる。</u></p> <p>第14条～第15条 (現行どおり)</p>
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p>第16条</p> <p><u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p>第16条</p> <p>1. <u>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第19条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条</p> <p>1. <u>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</u></p> <p>2. <u>取締役会は、その決議によって取締役社長1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</u></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第21条</p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に欠員又は事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第22条</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役</p>	<p>2. <u>当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>第17条～第19条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">< 削 除 ></p> <p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条</p> <p>1. 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項に定めた取締役に事故があるときは</u>、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第21条</p> <p>1. 取締役会の招集通知は、各取締役に對し会日の</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>に対し会日の3日前までに発するものとし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>	<p>3日前までに発するものとし、緊急の場合はこれを短縮することができる。</p> <p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p>
<p>第23条 (条文省略)</p>	<p>第22条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第24条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。<u>但し、監査役が当該提案について異議を述べたときはこの限りではない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第23条 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の取締役会決議があったものとみなす。</p>
<p>第25条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>
<p>(報酬等)</p> <p>第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(報酬等)</p> <p>第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>報酬委員会の決議によって定める。</u></p>
<p>第27条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p align="center"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>	<p align="center">< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役の員数)</u></p>	
<p><u>第28条</u> <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p>	<p align="center">< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役の選任)</u></p>	
<p><u>第29条</u> <u>監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	<p align="center">< 削 除 ></p>
<p><u>(監査役の任期)</u></p>	
<p><u>第30条</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <u>1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任監査役の任期の満了する時までとする。</u> 	<p align="center">< 削 除 ></p>
<p><u>(常勤の監査役)</u></p>	
<p><u>第31条</u> <u>監査役会は、その決議によって、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p align="center">< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>（監査役会の招集通知）</u></p> <p>第32条</p> <p>1. <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発するものとし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>（監査役会の決議）</u></p> <p>第33条</p> <p><u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>（監査役会規則）</u></p> <p>第34条</p> <p><u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>（報酬等）</u></p> <p>第35条</p> <p><u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>
<p><u>（監査役の責任免除）</u></p> <p>第36条</p> <p>1. <u>当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、そ</u></p>	<p>< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>の責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間で、当該監査役の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重要な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p><u>第5章 指名委員会、監査委員会及び報酬委員会</u></p> <p><u>(各委員の選定方法)</u></p> <p><u>第27条</u> <u>当社の指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の委員は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p><u>(各委員会規則)</u></p> <p><u>第28条</u> <u>各委員会の権限その他各委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める各委員会規則による。</u></p> <p><u>第6章 執行役</u></p> <p><u>(執行役の員数)</u></p> <p><u>第29条</u> <u>当社の執行役は、10名以内とする。</u></p>
<p>< 新 設 ></p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>(執行役、代表執行役及び役付執行役)</u> <u>第30条</u> 1. 取締役会は、その決議によって執行役を選任する。 2. 取締役会は、その決議によって代表執行役を選定する。 3. 取締役会は、その決議によって執行役社長、執行役副社長、専務執行役、常務執行役を定めることができる。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>(執行役の任期)</u> <u>第31条</u> 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとする。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>(執行役の責任免除)</u> <u>第32条</u> 当社は、執行役（執行役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第37条～第38条 （条文省略）</p>	<p>第7章 会計監査人</p> <p>第33条～第34条 （現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第39条</p> <p>1. 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、10,000,000円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>	<p>(会計監査人の責任免除)</p> <p>第35条</p> <p>1. 当社は、<u>会計監査人（会計監査人であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、その責任を免除することができる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の同法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>
<p>第7章 計 算</p>	<p>第8章 計 算</p>
<p>第40条～第43条 (条文省略)</p>	<p>第36条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p><u>(附 則)</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条</p> <p><u>第5期定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為については、なお変更前定款第36条第1項の規定を適用する。</u></p>

現 行 定 款

変 更 案

(株主総会参考書類等の電子提供措置等に関する経過措置)

第2条

1. 変更前定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（2022年9月1日。以下「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヵ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第16条はなお効力を有する。
3. 本条は、施行日から6ヵ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヵ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

第2号議案 取締役10名選任の件

第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、当社は監査役会設置会社から指名委員会等設置会社に移行いたします。

これに伴い、取締役9名及び監査役3名の全員が任期満了となります。

つきましては、第1号議案「定款一部変更の件」のご承認をいただくことを条件として、経営体制の一層の強化を図るため、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者の選定にあたりましては、透明性や客観性を高めるため、指名・報酬委員会に諮問し、同委員会の答申を踏まえ、取締役会が決定しております。

なお、水谷謙作、三嶋政美、三宅稔男、前田健次郎、松原由佳及び米田恵美の各氏は社外取締役候補者であります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	当社における地位	取締役在任期間	取締役会出席状況	上場企業の兼職数
1	小林 祐樹 社内再任	代表取締役社長CEO	6年9ヵ月	14/14回 (100%)	—
2	植原 大祐 社内再任	取締役	2年5ヵ月	14/14回 (100%)	—
3	土井 元良 社内再任	取締役 C F O	1年	10/10回 (100%)	—
4	池田 篤穂 社内再任	取締役	1年	10/10回 (100%)	—
5	水谷 謙作 社外再任	取締役	4年6ヵ月	14/14回 (100%)	2社
6	三嶋 政美 社外再任 独立	取締役	3年	14/14回 (100%)	1社
7	三宅 稔男 社外新任 独立	監査役	—	14/14回 (100%)	—
8	前田 健次郎 社外新任 独立	監査役	—	14/14回 (100%)	—
9	松原 由佳 社外新任 独立	—	—	—	—
10	米田 恵美 社外新任 独立	—	—	—	1社

(注) 1. 取締役在任期間は、本総会終結時のものであります。

2. 取締役土井元良及び池田篤穂の両氏は、2021年3月25日開催の第4期定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の取締役と異なっております。



候補者番号

1

こばやし ゆう き
小林 祐 樹

社内

再任

■ 生年月日	1982年10月20日生
■ 所有する当社の株式数	13,100株
■ 取締役在任期間	6年9ヵ月(本総会終結時)
■ 取締役会への出席状況	14/14回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2005年7月 株式会社光通信入社

2011年10月 株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング代表取締役

2015年6月 当社 [旧株]CRTMホールディングス] 代表取締役社長CEO (現任)

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

小林祐樹氏は、創業経営者として強いリーダーシップや卓越した先見の明に加え、果敢な決断力、迅速な実行力により当社グループをけん引してまいりました。これまでの実績から、今後も当社グループの持続的な成長に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係について

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により小林祐樹氏が職務の執行につき、損害賠償請求がなされた場合において、同氏が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等を填補することとしております。同氏が取締役に再任された場合には、引き続き被保険者となります。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者番号

2

うえ はら だい すけ
植原大祐

社内

再任

■ 生年月日	1981年10月18日生
■ 所有する当社の株式数	52,600株
■ 取締役在任期間	2年5ヵ月(本総会終結時)
■ 取締役会への出席状況	14/14回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2004年12月 株式会社光通信入社
- 2007年10月 株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング入社
- 2010年4月 同社取締役
- 2016年10月 同社取締役副社長
- 2019年1月 同社代表取締役社長(現任)
- 2019年10月 当社取締役(現任)

重要な兼職の状況

株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング代表取締役社長

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

植原大祐氏は、当社グループの中核事業会社である株式会社カスタマーリレーションテレマーケティングの代表取締役社長として同社の業容拡大に努めてまいりました。これまでの実績から、今後も当社グループ発展に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係について

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により植原大祐氏が職務の執行につき、損害賠償請求がなされた場合において、同氏が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等を填補することとしております。同氏が取締役に再任された場合には、引き続き被保険者となります。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者番号

3

ど い もと よし
土 井 元 良

社内

再任

■ 生年月日	1982年6月5日生
■ 所有する当社の株式数	1,500株
■ 取締役在任期間	1年(本総会終結時)
■ 取締役会への出席状況	10/10回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2007年4月 日興シティグループ証券株式会社〔現シティグループ証券(株)〕入社
- 2009年10月 会社分割に伴い、日興コーディアル証券株式会社〔現SMBC日興証券(株)〕に転籍
- 2019年9月 当社入社 執行役員経営戦略本部長
- 2021年3月 当社取締役CFO 兼 経営戦略本部長 (現任)

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

土井元良氏は、長年にわたり金融業界に従事していたため、経済動向や経営分析、財務戦略等に関する豊富な経験、幅広い見識を有しております。また、法務、財務、IRなど経営戦略業務全般に精通しており、コーポレートガバナンスの向上やサステナビリティ経営の推進等に尽力しております。これまでの実績から、今後も当社グループ発展に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係について

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により土井元良氏が職務の執行につき、損害賠償請求がなされた場合において、同氏が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等を填補することとしております。同氏が取締役に再任された場合には、引き続き被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者番号

4

いけ だ あつ ほ
池 田 篤 穂

社内

再任

■ 生年月日	1983年7月8日生
■ 所有する当社の株式数	0株
■ 取締役在任期間	1年(本総会終結時)
■ 取締役会への出席状況	10/10回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2008年12月 新日本有限責任監査法人〔現EY新日本有限責任監査法人〕入所
- 2012年9月 公認会計士登録
- 2016年7月 インテグラル株式会社入社
- 2021年1月 同社ディレクター(現任)
- 2021年3月 株式会社medicli代表取締役社長(現任)
- 2021年3月 当社取締役(現任)

重要な兼職の状況

インテグラル株式会社ディレクター
株式会社medicli代表取締役社長

取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

池田篤穂氏は、公認会計士の資格を有しており、当社の取締役就任以降は、株式会社medicli代表取締役社長として、今まで培った経験と知識を活かして業績の向上を図るほか、中長期的な観点から新たなビジネスモデルの構築に努めております。これまでの実績から、今後も当社グループ発展に寄与することが期待できるため、引き続き選任をお願いするものであります。

候補者と当社間の特別の利害関係について

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により池田篤穂氏が職務の執行につき、損害賠償請求がなされた場合において、同氏が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等を填補することとしております。同氏が取締役役に再任された場合には、引き続き被保険者となります。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者番号

5

みず くに けん さく
水谷謙作

社外

再任

■ 生年月日	1974年3月8日生
■ 所有する当社の株式数	0株
■ 社外取締役在任期間	4年6ヵ月(本総会終結時)
■ 取締役会への出席状況	14/14回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1998年4月 三菱商事株式会社入社
- 2005年2月 モルガン・スタンレー証券株式会社〔現三菱UFJモルガン・スタンレー証券株〕入社
- 2007年12月 インテグラル株式会社取締役(現任)
- 2017年6月 ホリイフードサービス株式会社代表取締役会長(現任)
- 2017年9月 当社〔旧株)CRTMホールディングス〕社外取締役(現任)
- 2020年6月 株式会社コンヴァノ社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

- インテグラル株式会社取締役
- ホリイフードサービス株式会社代表取締役会長
- 株式会社コンヴァノ社外取締役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

水谷謙作氏は、豊富な経営経験や知見により経営分析や経済動向等に精通しており、経営改善や事業改革等の提言、助言を行っております。今後も外部の観点から取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

責任限定契約について

当社は、水谷謙作氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により水谷謙作氏が職務の執行につき、損害賠償請求がなされた場合において、同氏が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等を填補することとしております。同氏が取締役役に再任された場合には、引き続き被保険者となります。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者番号

6

三嶋政美

社外

再任

独立

■ 生年月日	1966年12月29日生
■ 所有する当社の株式数	0株
■ 社外取締役在任期間	3年(本総会終結時)
■ 取締役会への出席状況	14/14回(100%)

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1999年 1月 大和監査法人 [現監査法人彌榮会計社] 入所
- 2001年 8月 同社パートナー
- 2001年10月 公認会計士・税理士三嶋事務所代表
- 2014年 6月 株式会社ベネフィットジャパン社外監査役 (現任)
- 2016年 7月 税理士法人CROSSROAD代表社員 (現任)
- 2019年 3月 当社社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

税理士法人CROSSROAD代表社員
株式会社ベネフィットジャパン社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三嶋政美氏は、公認会計士・税理士として専門知識と豊富な経験に加え、企業会計にも精通しているため財務改革や管理会計等の提言や助言を行っております。今後も外部の観点から取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待できるため、引き続き社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者と当社との特別の利害関係について

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

独立性について

三嶋政美氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が再任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

責任限定契約について

当社は、三嶋政美氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が再任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により三嶋政美氏が職務の執行につき、損害賠償請求がなされた場合において、同氏が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等を填補することとしております。同氏が取締役等に再任された場合には、引き続き被保険者となります。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者番号

7

み

やけ

とし

お

三宅稔男

社外

新任

独立

■ 生年月日	1952年6月28日生
■ 所有する当社の株式数	0株
■ 社外取締役在任期間	—
■ 取締役会への出席状況	14/14回(100%) ※社外監査役としての出席状況

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1976年4月 帝人株式会社入社
- 1989年9月 アーバンライフ株式会社入社
- 2006年3月 同社取締役常務執行役員
- 2009年3月 アーバンサービス株式会社〔現関電コミュニティ(株)〕代表取締役副社長
- 2018年12月 当社社外監査役(常勤)(現任)
- 2021年7月 株式会社E2ケアホールディングス社外取締役(現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

三宅稔男氏は、これまで常勤監査役として当社及び子会社の監査を通じて財務及び会計に関する知見を深めており、指名委員会等設置会社に移行後は、監査役として培った専門知識や経験により独立した立場から取締役会の監査・監督機能の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。なお、社外監査役に就任してから本総会終結までの在任期間は3年3ヵ月であります。

候補者と当社間の特別の利害関係について

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

独立性について

三宅稔男氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が取締役を選任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

責任限定契約について

当社は、三宅稔男氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が取締役を選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により三宅稔男氏が職務の執行につき、損害賠償請求がなされた場合において、同氏が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等を填補することとしております。同氏が取締役を選任された場合には、引き続き被保険者となります。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者番号

8

まえ だ けん じ ろう
前田健次郎

社外

新任

独立

■ 生年月日	1953年7月30日生
■ 所有する当社の株式数	0株
■ 社外取締役在任期間	—
■ 取締役会への出席状況	14/14回(100%) ※社外監査役としての出席状況

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 1972年 4月 住友金属工業株式会社入社
- 1998年 4月 パイオニアテレコム株式会社 [現(株)ピーティアンドシー] 常務取締役
- 1999年 8月 同社代表取締役
- 2013年 3月 株式会社アイネットサポート取締役営業本部長
- 2014年 6月 同社常務取締役営業本部長
- 2019年 3月 当社社外監査役 (現任)

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

前田健次郎氏は、これまで当社の社外監査役として監査を行うなど、幅広い経験、見識を有するとともに、経営全般にも精通しており、長年培った知見及び経営経験を活かしていただくことにより外部の客観的な視点から取締役会の監査・監督機能の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

なお、社外監査役に就任してから本総会終結までの在任期間は3年であります。

候補者と当社との特別の利害関係について

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

独立性について

前田健次郎氏は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出ており、同氏が取締役を選任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。

責任限定契約について

当社は、前田健次郎氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。同氏が取締役に選任された場合には、当該契約を継続する予定であります。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により前田健次郎氏が職務の執行につき、損害賠償請求がなされた場合において、同氏が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等を填補することとしております。同氏が取締役に選任された場合には、引き続き被保険者となります。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者番号

9

まつ ばら ゆ か
松 原 由 佳

社外

新任

独立

■ 生年月日	1984年9月26日生
■ 所有する当社の株式数	0株
■ 社外取締役在任期間	—
■ 取締役会への出席状況	—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2010年12月 弁護士登録
- 2011年1月 西村あさひ法律事務所入所
- 2019年4月 株式会社三菱UFJ銀行出向
- 2020年10月 西村あさひ法律事務所復帰
- 2021年2月 ひふみ総合法律事務所入所（現任）
- 2021年7月 株式会社GENDA社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

ひふみ総合法律事務所弁護士
株式会社GENDA社外監査役

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

松原由佳氏は、企業法務を専門とする弁護士であり高度な専門知識や識見を有しているほか、金融機関の勤務経験もあり適法性の確保やリスク管理などに関し、法的な観点からの助言、提言により取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。
なお、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に参加したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。

候補者と当社との間の特別の利害関係について

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

独立性について

松原由佳氏の選任が承認された場合は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、35頁をご参照ください。

責任限定契約について

松原由佳氏が選任された場合は、当社は、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者が職務の執行につき、損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等を填補することとしております。松原由佳氏が取締役を選任された場合には、被保険者となります。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。



候補者番号

10

よね だ え み
米 田 恵 美

社外

新任

独立

■ 生年月日	1984年1月20日生
■ 所有する当社の株式数	0株
■ 社外取締役在任期間	—
■ 取締役会への出席状況	—

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

- 2004年12月 新日本監査法人〔現EY新日本有限責任監査法人〕入所
- 2013年9月 米田公認会計士事務所代表（現任）
- 2014年9月 株式会社知恵屋取締役副社長
- 2018年3月 公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）理事
- 2021年1月 一般社団法人エヌワン代表（現任）
- 2021年6月 一般社団法人日本ハンドボールリーグ理事（現任）
- 2021年7月 公益社団法人日本フェンシング協会理事（現任）
- 2021年11月 アララ株式会社社外取締役（監査等委員）（現任）

重要な兼職の状況

米田公認会計士事務所代表
一般社団法人エヌワン代表
アララ株式会社社外取締役（監査等委員）

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

米田恵美氏は、公認会計士として財務及び会計に関する知見を有していることに加え、企業等の経営に携わっているほか、ダイバーシティに関する豊富な識見や公益社団法人日本プロサッカーリーグ（Jリーグ）理事を歴任しているため、幅広い視点からサステナブル経営人材開発等の助言、提言により、取締役会の監督機能の強化に寄与することが期待できるため、社外取締役としての選任をお願いするものであります。

候補者と当社との特別の利害関係について

同氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。

独立性について

米田恵美氏が選任された場合は、株式会社東京証券取引所に対し独立役員として届け出る予定であります。なお、当社の「社外取締役の独立性に関する基準」につきましては、35頁をご参照ください。

責任限定契約について

米田恵美氏の選任が承認された場合は、当社は、同氏との間に会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額となっております。

役員等賠償責任保険契約について

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約により被保険者が職務の執行につき、損害賠償請求がなされた場合において、被保険者が負担することとなる損害賠償金、訴訟費用等を填補することとしております。米田恵美氏が取締役を選任された場合には、被保険者となります。

また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

以上

[社外取締役の独立性に関する基準]

当社は、独立性判断基準を定めており、以下の事項に抵触しない者を独立性のある社外取締役と判断しております。

- ① 当社グループ（「当社及び連結子会社」をいう。以下同様。）の業務執行者又は過去10年間に於いて業務執行者であった者
- ② 当社グループを主要な取引先（双方いずれにおいても連結売上高又は取引額の1%以上に該当する企業等）とする者又はその業務執行者
- ③ 当社グループと主要な取引関係（双方いずれにおいても連結売上高又は取引額の1%以上に該当する企業等）がある者又は業務執行者
- ④ 当社の大株主（総議決権の10%以上を保有する株主）又はその業務執行者並びに当社グループが大株主である者
- ⑤ 当社グループから多額の寄付、融資、債務保証を受けている団体、法人の業務執行者
- ⑥ 当社グループとの間で取締役を相互に派遣している会社の業務執行者
- ⑦ 当社グループから役員報酬以外に1,000万円以上の金銭、その他の財産を得ている弁護士、公認会計士、コンサルタント等（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体に属している場合は、当該団体との取引において双方いずれにおいても連結売上高又は取引額の1%以上及び1,000万円以上）
- ⑧ 上記の②から⑦までについては、過去5年間のいずれかの事業年度に該当していた者
- ⑨ 上記の①から⑧までのいずれかに該当する配偶者又は二親等以内の親族

【ご参考】

- ① 第2号議案「取締役10名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、当社の取締役10名のうち、過半数の6名が社外取締役となります。
- ② 本総会終了後の取締役会において指名委員会、監査委員会及び報酬委員会の各委員を次のとおり選定する予定であります。

指 名 委 員 会	三 嶋 政 美（委員長・社外取締役）
	小 林 祐 樹（取締役）
	松 原 由 佳（社外取締役）
監 査 委 員 会	三 宅 稔 男（委員長・社外取締役）
	松 原 由 佳（社外取締役）
	米 田 恵 美（社外取締役）
報 酬 委 員 会	前 田 健 次 郎（委員長・社外取締役）
	三 嶋 政 美（社外取締役）
	米 田 恵 美（社外取締役）

③ 取締役候補者のスキル・マトリックスは、以下のとおりであります。

氏名	当社における地位	経	業	事	営	財	法	リ	人
小林 祐樹	取締役	●	●	●	●			●	●
植原 大祐	取締役	●	●	●	●			●	●
土井 元良	取締役		●	●		●	●		●
池田 篤穂	取締役		●	●		●	●		
水谷 謙作	社外取締役	●	●	●				●	
三嶋 政美	社外取締役	●		●		●	●		
三宅 稔男	社外取締役	●		●				●	●
前田 健次郎	社外取締役	●	●		●			●	
松原 由佳	社外取締役		●	●			●		●
米田 恵美	社外取締役	●		●		●			●

経 経営経験 業 業界知識 事 事業戦略 営 営業・マーケティング 財 財務・会計

法 法務・リスクマネジメント リ リーダーシップ 人 人事労務・人材育成

以上

1. 企業集団の現況に関する事項

1 事業の経過及び成果



当連結会計年度における当業界におきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により稼働率の低下や当該関連費用の増加などが懸念されましたものの、外出自粛や巣ごもり等の生活様式の変化が新規需要を創出し非対面事業が活性化するなど、アウトソーシング需要の増大により全体として堅調に推移いたしました。

こうした環境のもと、当社グループは通信インフラからの業務受託が順調に展開したほか、新たな事業領域であるキャッシュレス決済やフードデリバリーサービスも伸長いたしました。

また、新型コロナウイルスワクチン接種予約関連業務が好調に推移したことにより利益を押し上げるとともに、社会インフラとしての一翼を担いました。

加えて、成長戦略を推進するため、既存顧客の深耕や新規クライアントの開拓に注力したほか、採算性の向上や低採算業務の見直しなどにより収益力アップに努めてまいりました。さらに、競争力の源泉である優秀な人材の確保、育成を図るため、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を勘案した多様な勤務体系やオフィス環境の改善等、従業員が活躍できる環境づくりを進めるなど、働きがいのある企業風土の醸成に取り組んでまいりました。

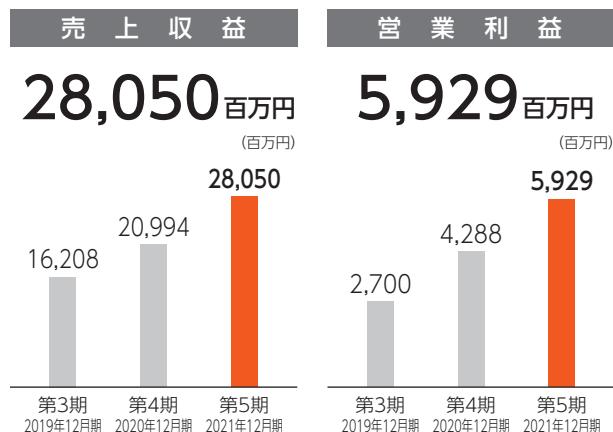
この結果、売上収益は30,286百万円（前期比34.8%増）、営業利益4,780百万円（前期比33.3%増）、税引前利益4,642百万円（前期比32.5%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益3,217百万円（前期比32.7%増）と前期に引き続き増収増益となりました。

各セグメントの経営成績は以下のとおりであります。

マーケティング事業

既存顧客や新規クライアント向け業務受託が順調に推移したほか、新型コロナウイルスワクチン接種関連の業務受託等が業績向上に寄与いたしました。

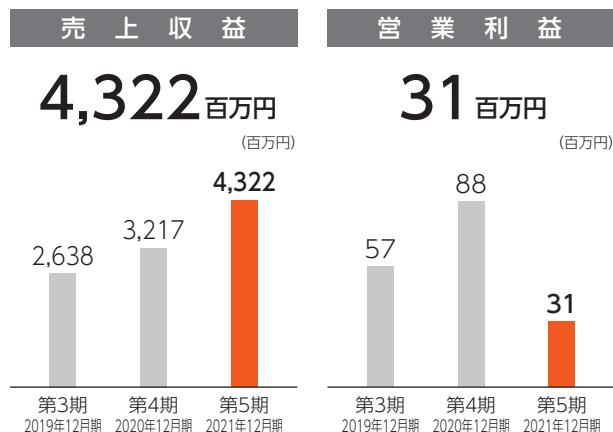
この結果、マーケティング事業の売上収益は28,050百万円（前期比33.6%増）、営業利益は5,929百万円（前期比38.3%増）となりました。



オンサイト事業

近年の労働環境の変化により営業人材の派遣ニーズは底堅く推移しました。一方、労働市場において、優秀な人材の確保や知名度の底上げを狙うため、広告宣伝活動に係る費用を増加いたしました。

この結果、オンサイト事業の売上収益は4,322百万円（前期比34.4%増）、営業利益は31百万円（前期比65.0%減）となりました。



2 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資は9億28百万円であり、その主な内容は、事業所などの増設等となっております。

3 資金調達の状況

当連結会計年度は、増資及び社債発行による調達は行っておりません。

4 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、当社グループが属するBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）市場は、新型コロナウイルス感染症の長期化に加え、少子高齢化に伴う人材不足や働き方改革などを背景に堅調に推移するものと予想されます。

このような環境のもと、当社は成長ドライバー（原動力）である通信キャリアからの業務受託を拡大するほか、前期から本格的に参入したキャッシュレス決済やフードデリバリーサービスの受注業務を軌道に乗せるとともに、収益源の多角化を図るため、新たなビジネスチャンスの開拓に注力してまいります。また、成長シナリオを実現するため、慢性的に人手不足の事業領域に対して、当社の人材リソースを訴求することにより新たな需要を生み出すなど、ブルーオーシャン（競争相手のいない未開拓市場）を見出すことによりアドバンテージを築いてまいります。

加えて、成長分野への集中投資や低採算事業の見直しなど、選択と集中により環境の変化に対応した事業ポートフォリオを構築するほか、求心力を高めた経営戦略によりグループ全体の最適化を目指すとともに、以下の施策により企業価値の向上に努めてまいります。

なお、当社は本年1月11日に株式会社東京証券取引所から新市場区分の発表があり、同年4月4日からプライム市場に所属することになりました。

[新機軸戦略]

ニューノーマル（新しい常態）時代を迎え、働き方改革の進展やリモートワークが普及する状況下、事業環境の変化に対応して、特にBtoCサービス事業者における営業機能のDX〔デジタルトランスフォーメーション（デジタルによる変容）〕実行支援を進めることにより、顧客企業の営業生産性を高めるなど、市場ニーズに即応したサポートモデルを構築するとともに、事業領域のすそ野を広げ、経営の拡大を図ってまいります。

[グループ戦略]

当社は、持株会社でありグループ全体のパフォーマンスを上げるため、マネジメント機能の強化、情報の共有化や業務の効率化を進めるほか、選択と集中により重点部門への集中投資や低採算事業の見直しを行ってまいります。また、企業間ネットワークの一元化を通じて環境の変化に対応したスピード経営により効率的な事業展開を図ってまいります。

[人事戦略]

当社にとって人材は、まさに「人財」であり重要な経営資源と認識しており、持続的な成長を進めるためには、優秀な人材の確保、育成が不可欠であります。このため、毎年定期的に職能別研修や新人研修等の教育研修を行うほか、環境の変化に対応した人事制度や適材適所の配置により士気の高揚や潜在的能力が顕在化できるよう努めております。また、多様な人材を活用するため、ダイバーシティ（多様性）を推進するとともに、性別、年齢、国籍等に関係なく採用、評価を行っております。

[事業継続性の確保]

BCP（事業継続計画）対策として、台風、豪雨、地震等の不測の事態が発生した場合において適切に対応するとともに、自然災害等による被害、損失や信頼失墜を最小限に抑えるため、コンタクトセンターにおけるAI [アーティフィシャル・インテリジェンス（人工知能）] を活用したDXの推進や拠点の分散化に努めるなど、最善を目指して最悪に備える危機管理体制の構築に取り組んでおります。

[情報セキュリティの強化]

情報管理の重要性に鑑み、情報漏洩の未然防止やサイバーリスクの対策が不可欠であります。このため、コンピュータウイルスや不正アクセスなど、外部からのサイバー攻撃による情報システムの機能不全や混乱を防ぐため、専門知識を有する人材の確保、育成や社内教育の徹底、定期的なチェックなどにより情報セキュリティ体制の強化を図っております。

[資本政策]

当社は、株主への利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、株主還元の度合いを示す総還元性向〔(配当金+自己株式取得総額) ÷ 当期純利益〕は、中期的に40%を目指しております。

配当につきましては、経営環境、財務内容や今後の事業展開等を勘案のうえ安定配当の継続に努め、また自己株式の取得につきましては、株主価値の向上に資すると判断できる場合は機動的に行ってまいります。

[IR活動]

当社は、毎年、決算概要、経営方針や成長戦略等について、決算説明会、IRミーティングや投資家訪問などを行っており、経営方針や財務情報等を語るにより知名度の向上やイメージアップを図っております。これらのIR活動により株主や機関投資家と信頼関係を築くとともに、適正な株価形成に努めております。

[サステナビリティ経営]

近年、社会や経済活動が地球環境等に与える影響を無視できなくなっており、ESGやSDGsへの対応を迫られております。こうした中、企業市民として社会的責任を果たすため、サステナビリティ経営に取り組んでおり、これを推進するため昨年11月にサステナビリティ委員会を設置し、基本方針の策定や重要課題、目標設定などについて、作業を進めております。

5 財産及び損益の状況の推移

① 企業集団の財産及び損益の状況

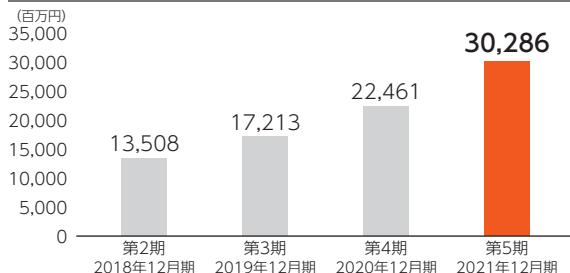
区 分	期 別	第2期	第3期	第4期	第5期
		(2018年12月期)	(2019年12月期)	(2020年12月期)	(当連結会計年度) (2021年12月期)
売上収益	(百万円)	13,508	17,213	22,461	30,286
営業利益	(百万円)	1,677	2,238	3,586	4,780
税引前利益	(百万円)	1,274	2,142	3,504	4,642
親会社の所有者に帰属する当期利益	(百万円)	818	1,459	2,425	3,217
基本的1株当たり当期利益	(円)	41.49	72.75	120.94	156.64
資産合計	(百万円)	15,722	17,598	21,251	26,837
親会社の所有者に帰属する持分	(百万円)	4,056	5,544	8,000	11,599
1株当たり親会社の所有者に帰属する持分(円)		202.29	276.49	399.01	521.82

(注) 1. 当社は、前連結会計年度(第4期)より、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準(IFRS)に準拠して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第2期及び第3期の国際会計基準(IFRS)に準拠した諸数値を記載しております。

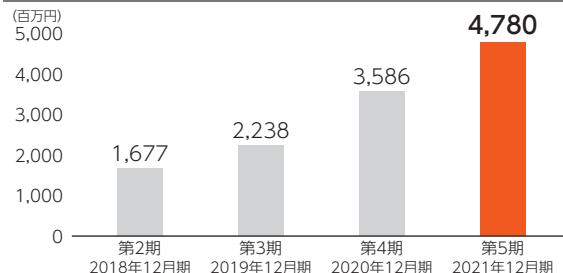
2. 当社は、2020年6月19日開催の取締役会の決議により、2020年7月28日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を実施しております。基本的1株当たり当期利益及び1株当たり親会社の所有者に帰属する持分については、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

ご参考

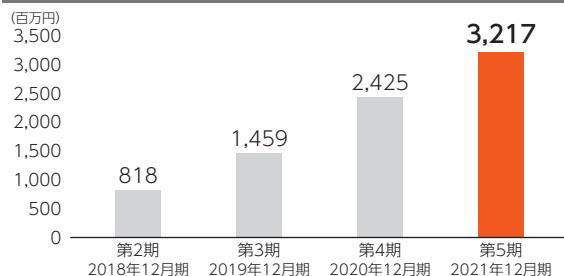
売上収益



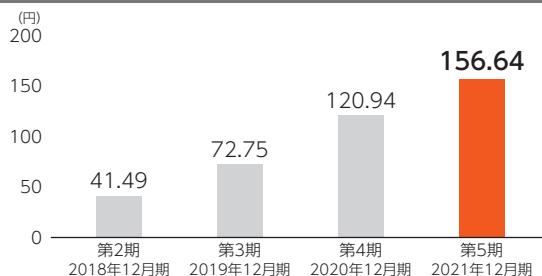
営業利益



親会社の所有者に帰属する当期利益



基本的1株当たり当期利益



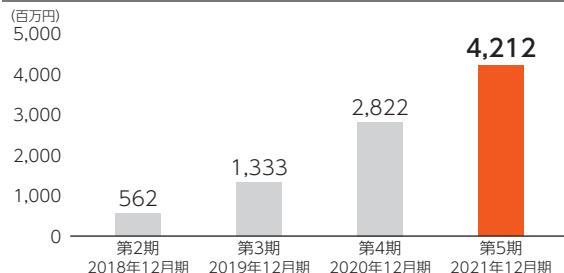
② 当社の財産及び損益の状況

区 分	期 別	第2期	第3期	第4期	第5期
		(2018年12月期)	(2019年12月期)	(2020年12月期)	(当事業年度) (2021年12月期)
営業収益	(百万円)	562	1,333	2,822	4,212
営業利益	(百万円)	225	818	2,044	3,058
経常利益又は経常損失 (△)	(百万円)	△89	722	1,912	2,952
当期純利益又は当期純損失 (△)	(百万円)	△38	576	1,722	2,842
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	△1.90	28.72	85.88	138.39
総資産	(百万円)	14,653	15,102	16,422	18,952
純資産	(百万円)	3,136	3,741	5,495	8,741
1株当たり純資産	(円)	155.30	184.02	269.91	390.79

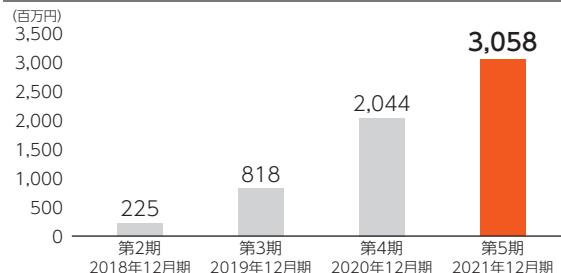
(注) 当社は、2020年6月19日開催の取締役会の決議により、2020年7月28日付で普通株式1株につき300株の割合で株式分割を実施しております。1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産については、第2期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算定しております。

ご参考

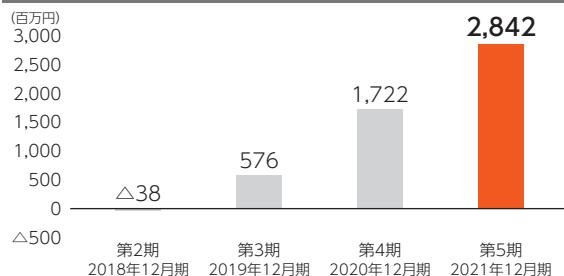
営業収益



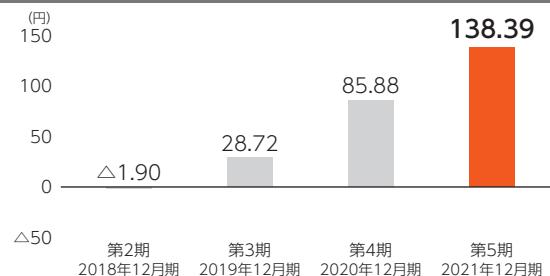
営業利益



当期純利益又は当期純損失 (△)



1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△)



6 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング	90百万円	100%	マーケティング事業
株式会社マケレボ	90	100	マーケティング事業
株式会社スタッフファースト	70	100	オンサイト事業
株式会社medicli	39	100	マーケティング事業
株式会社データリレーションマーケティング	90	100	マーケティング事業
株式会社ぐるリク	0.1	100	マーケティング事業

② 特定完全子会社に関する事項

名 称	住 所	株式の帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング	大阪市北区曽根崎一丁目2番9号	10,815百万円	10,007百万円

③ 企業結合の経過及び成果

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社6社であります。

当連結会計年度の売上収益は30,286百万円（前期比34.8%増）、親会社の所有者に帰属する当期利益は3,217百万円（前期比32.7%増）となりました。

7 主要な事業内容

通信回線や端末等の営業代行を主要な事業内容としており、コンタクトセンターの運営のほか、電話やインターネットによる顧客開拓等を行っております。

8 主要な事業所

① 当社

事業所名	所在地
本社	大阪市北区曽根崎一丁目2番9号

② 子会社

会社名	所在地
株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング	大阪市
株式会社マケレボ	大阪市
株式会社スタッフファースト	大阪市
株式会社medicli	大阪市
株式会社データリレーションマーケティング	大阪市
株式会社ぐるリク	大阪市

9 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
1,053名 (3,663名)	290名増 (696名増)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であります。
2. 従業員数には、企業集団外からの出向者を含んでおり、アルバイト及び契約社員は（ ）内に年間平均人員を外数で記載しております。
3. 従業員数が前期末と比べて290名増加しましたのは、主として業容拡大に伴うものであります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
75名	15名増	33.7歳	9.2年

10 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	2,738百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,738

- (注) 当社は、取引金融機関との当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しております。
当連結会計年度末における当座貸越契約及び貸出コミットメント契約に係る借入未実行残高は、以下のとおりであります。

契約の総額	1,000百万円
借入実行残高	—百万円
差引未実行残高	1,000百万円

2. 会社の株式に関する事項

1 発行可能株式総数 80,000,000株

(注) 会社法第184条第2項の規定に基づき、2022年1月1日付で当社定款第6条を変更したため、発行可能株式総数は70,000,000株増加し、150,000,000株となりました。

2 発行済株式の総数 22,228,600株

(注) 1. ストックオプションの行使及び譲渡制限付株式の交付により2021年12月31日現在において発行済株式の総数が2,178,100株増加しております。
2. 2021年11月12日開催の取締役会決議により、2021年12月31日最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、2022年1月1日を効力発生日として、その所有株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行いました。これにより、2022年1月1日現在において発行済株式の総数は22,228,600株増加し、44,457,200株となりました。

3 株主数 2,922名

4 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
インテグラル3号投資事業有限責任組合 無限責任組合員インテグラル・パートナーズ株式会社	8,898千株	40.03%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 23.7株式会社	1,627	7.31
イノベーション アルファ エルピー	1,528	6.87
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,412	6.35
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	1,359	6.11
インテグラル株式会社	1,032	4.64
インテグラル株式会社	576	2.59
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE UKUC UCITS CLIENTS NON LENDING 10PCT TREATY ACCOUNT	513	2.31
ビービーエイチ マッシュューズ ジャパン ファンド	482	2.16
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE HCR00	463	2.08

(注) 1. 持株比率については、自己株式数（139株）を控除して算出しております。
2. 上記株主名は、株式会社証券保管振替機構から通知された「総株主通知」に基づき記載しております。

5 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、2021年3月25日開催の第4期定時株主総会において、当社株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

当該決議に基づき、2021年4月20日開催の取締役会決議により、次のとおり譲渡制限付株式を交付しております。

対 象 者	株 式 数	交付対象者数
当社取締役（社外取締役を除く。）	普通株式 19,900株	5名

3. 会社役員に関する事項

1 取締役及び監査役の状況

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	小林 祐 樹	CEO (最高経営責任者)
取 締 役	植 原 大 祐	株式会社カスタマーリレーションテレマーケティング 代表取締役社長
取 締 役	高 嶋 厚 志	株式会社マケレボ代表取締役社長
取 締 役	田 中 良 晃	人事戦略本部長
取 締 役	土 井 元 良	CFO (最高財務責任者) 兼 経営戦略本部長
取 締 役	池 田 篤 穂	インテグラル株式会社ディレクター 株式会社medicli代表取締役社長
取 締 役	水 谷 謙 作	インテグラル株式会社取締役 ホリイフードサービス株式会社代表取締役会長 株式会社コンヴァノ社外取締役
取 締 役	三 嶋 政 美	税理士法人CROSSROAD代表社員 株式会社ベネフィットジャパン社外監査役
取 締 役	谷 口 哲 一	谷口法律事務所代表弁護士 株式会社コンヴァノ社外監査役 信和株式会社社外取締役 (監査等委員)
常 勤 監 査 役	三 宅 稔 男	
監 査 役	前 田 健 次 郎	
監 査 役	清 原 大	清原公認会計士事務所代表 株式会社情報企画社外取締役 (監査等委員)

- (注) 1. 取締役 長谷川聡子氏は、2021年3月25日開催の第4期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
2. 土井元良及び池田篤穂の両氏は、2021年3月25日開催の第4期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 取締役 水谷謙作、三嶋政美及び谷口哲一の各氏は社外取締役であります。

4. 監査役 三宅稔男、前田健次郎及び清原 大の各氏は、社外監査役であります。
5. 監査役 清原 大氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 取締役 三嶋政美及び谷口哲一並びに監査役 三宅稔男及び前田健次郎の各氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 社外取締役 水谷謙作氏の兼職先でありますインテグラル株式会社、ホリイフードサービス株式会社及び株式会社コンヴァノと当社の間には、特別の利害関係はありません。
8. 社外取締役 三嶋政美氏の兼職先であります税理士法人CROSSROAD及び株式会社ベネフィットジャパンと当社の間には、特別の利害関係はありません。
9. 社外取締役 谷口哲一氏の兼職先であります谷口法律事務所、株式会社コンヴァノ及び信和株式会社と当社の間には、特別の利害関係はありません。
10. 社外監査役 清原 大氏の兼職先であります清原公認会計士事務所及び株式会社情報企画と当社の間には、特別の利害関係はありません。

2 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役（3名）及び社外監査役（3名）との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額であります。

3 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、当該保険契約により被保険者の職務の執行につき、保険期間中に被保険者に対して提起された損害賠償請求に係る訴訟費用及び損害賠償金等を填補することにしております。

ただし、被保険者の故意による法令違反、犯罪行為に起因して生じた損害等は、填補されないなどの免責事項があります。

当該保険契約の被保険者は、当社取締役及び監査役であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

4 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定に当たっては、社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）に諮問し、その答申内容を踏まえ取締役会が決定しております。

イ. 決定方針の内容の概要

(ア) 取締役（社外取締役を除く。）の報酬等は、金銭報酬である基本報酬及び中長期インセンティブの非金銭報酬により構成されております。

(イ) 基本報酬は、固定報酬及び短期インセンティブの業績連動報酬から構成されております。固定報酬は、役位、役割、業績等を総合的に勘案のうえ決定しており、月額報酬として毎月定額を支給しております。

(ウ) 業績連動報酬は、重要な経営指標である事業年度の期首に計画した連結業績に関する「売上収益」、「営業利益」、「親会社の所有者に帰属する当期利益」等の目標達成状況に応じて決定しております。

当該業績については、43頁の「**5** 財産及び損益の状況の推移」をご参照ください。

(エ) 固定報酬と業績連動報酬の合計額に占める割合は、役位、役割、在任期間等によって、固定報酬は30%~50%、業績連動報酬は50%~70%の範囲で決定しております。

(オ) 社外取締役については、その職務に鑑み、固定報酬のみとしております。

(カ) 非金銭報酬は、ストックオプション及び譲渡制限付株式報酬となっております。

- ・ストックオプションは、一定期間内に一定の価格で一定数の株式の交付を受けることができる権利であり、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるとともに、株主の皆様と同じ目線で中長期的な企業価値の向上を図るため、役位、役割、業務執行状況等を総合的に勘案のうえ、新株予約権1,150個（新株予約権1個につき300株）を付与しております。

- ・譲渡制限付株式報酬については、当社より支給された金銭報酬債権を現物出資として払込み、譲渡制限付株式を割り当てます。

対象となる取締役（社外取締役を除く。以下、(カ)内において「対象取締役」という。）に

対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額200百万円以内、譲渡制限付株式の総数は、年70,000株を上限とします。譲渡制限付株式の割当ては、対象取締役の業績への貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しております。譲渡制限期間は、当社の取締役その他当社の取締役会が定める地位から退任又は退職した場合には、解除します。対象取締役には、毎年、一定の時期に譲渡制限付株式を割り当てます。

なお、当事業年度中に割り当てた譲渡制限付株式の種類及び数については、49頁の「**5** 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況」をご参照ください。

(キ) 基本報酬と非金銭報酬の合計額に占める割合は、役位、役割、在任期間等によって、基本報酬は0%~60%、非金銭報酬は40%~100%の範囲で決定しております。

(ク) 固定報酬、業績連動報酬及び非金銭報酬の比率は、1：1：1を目安としております。

② 監査役の報酬等の決定方針

監査役の報酬等は、独立性の確保から固定報酬のみとし、常勤及び非常勤等を勘案のうえ、監査役の協議により決定しております。

③ 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

ア. 取締役の金銭報酬の額は、2021年3月25日開催の第4期定時株主総会において年額250百万円以内（うち、社外取締役は20百万円以内）と決議いただいております。（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）

イ. 当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち、社外取締役は3名）です。また、上記金銭報酬枠とは別枠で、非金銭報酬について以下のとおり決議いただいております。

(ア) ストックオプション

2018年3月23日開催の臨時株主総会において年額60百万円以内とするストックオプション付与の決議をいただいております。

当該臨時株主総会終結時点の取締役の員数は3名であり、付与の対象となる取締役（社外取締役を除く。）も3名です。

なお、本件は株式公開日（2020年10月5日）以前に決議いただいております。

(イ) 譲渡制限付株式

2021年3月25日開催の第4期定時株主総会において年額200百万円以内、割当株式数の上限を年70,000株とする譲渡制限付株式の割当てを決議いただいております。

当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役3名）であります。割当ての対象となる取締役（社外取締役を除く。）は6名です。

ウ. 監査役の報酬額は、2021年3月25日開催の第4期定時株主総会において年額20百万円以内と決議いただいております。

当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

④ 取締役及び監査役の報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬		非金銭報酬	
		固定報酬	業績連動報酬		
取締役 (うち社外取締役)	147 (7)	42 (7)	49 (—)	57 (—)	7 (2)
監査役 (うち社外監査役)	12 (12)	12 (12)	—	—	3 (3)

(注) 1. 非金銭報酬の金額は、当事業年度の費用計上額であります。

2. 当事業年度末現在の取締役は、9名（うち社外取締役3名）であります。上記の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の取締役2名（うち社外取締役1名）を除いているためであります。

5 取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、透明性と公正性を確保するため取締役会が社外取締役を委員長とする指名・報酬委員会（委員の過半数は社外取締役）に諮問し、同委員会の答申内容を尊重のうえ決定しているため、当該方針に沿うものと判断しております。

6 社外役員に関する事項

当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	水谷謙作	当事業年度中に開催された取締役会14回のすべてに出席し、豊富な経営経験や幅広い見識に基づき、多様な観点から適宜提言や意見表明を行っております。 また、リスク・コンプライアンス委員会において、法令違反や不正行為等の未然防止に向けて助言や提言を行うなど、社外取締役として期待される役割を十分果たしております。
社外取締役	三嶋政美	当事業年度中に開催された取締役会14回のすべてに出席し、公認会計士、税理士としての豊富な経験や専門知識に基づき、中立的かつ客観的な観点から適宜発言を行っております。 また、指名・報酬委員会では委員長として取締役候補者の指名や報酬の算定に主導的な役割を果たしております。 加えて、リスク・コンプライアンス委員会において、法令違反や不正行為等の未然防止に向けて助言や提言を行うなど、社外取締役として期待される役割を十分果たしております。
社外取締役	谷口哲一	当事業年度中に開催された取締役会14回のすべてに出席し、弁護士としての専門知識に基づき、中立的かつ客観的な観点から適宜発言を行っております。 また、指名・報酬委員会では取締役候補者の指名や報酬の算定において独立した立場から積極的に意見表明を行っております。加えて、リスク・コンプライアンス委員会では、弁護士としての経験や見識を活かして、法令違反や不正行為等の未然防止に向けて助言や提言を行うなど、社外取締役として期待される役割を十分果たしております。
社外監査役	三宅稔男	当事業年度中に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、取締役会では事業会社における知見や経験を踏まえ適宜発言を行い、また、監査役会では、監査に関する意見交換や重要事項の協議等を行うなど、職責を十分に果たしております。
社外監査役	前田健次郎	当事業年度中に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、取締役会では事業会社における知見や経験を踏まえ適宜発言を行い、また、監査役会では、監査に関する意見交換や重要事項の協議等を行うなど、職責を十分に果たしております。
社外監査役	清原大	当事業年度中に開催された取締役会14回及び監査役会14回のすべてに出席し、取締役会では公認会計士としての専門的な見地から助言や提言を行い、また、監査役会では、監査に関する意見交換や重要事項の協議等を行うなど、職責を十分に果たしております。

4. 会計監査人に関する事項

1 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

2 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	33百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	33

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、妥当性を検証した結果、会計監査人の報酬等の額は合理的な水準であると判断し、同意しております。

3 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

なお、取締役会が会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の会議の目的とすることを監査役に請求し、監査役はその適否を判断した上で、株主総会に提出する議案の内容を決定いたします。

4 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人EY新日本有限責任監査法人との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は1,000万円又は法令が規定する額のいずれか高い額としております。

5. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、定めておりません。

しかしながら、当社株式の大規模買付を行おうとする者が出現した場合には、当該買付行為の是非について、取締役会等の意見を開示するなど、速やかに適切な対応を講じてまいります。

6. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題のひとつと考えており、今後の事業展開や経営環境の変化に備えるとともに、財務体質の強化を図るため内部留保の充実も勘案し、総還元性向40%を基本方針としております。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき10円とさせていただきます。
なお、当期は自己株式を取得しておりません。

連結計算書類

連結財政状態計算書 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資 産)	
流動資産	9,701,525
現金及び現金同等物	5,067,037
営業債権及びその他の債権	4,494,008
その他の流動資産	140,480
非流動資産	17,135,381
有形固定資産	1,672,583
使用権資産	2,867,517
のれん	10,984,224
その他の無形資産	76,916
繰延税金資産	495,409
その他の金融資産	1,022,457
その他の非流動資産	16,275
資産合計	26,836,906

科目	金額
(負債及び資本)	
負債	
流動負債	8,059,827
営業債務及びその他の債務	4,177,961
借入金	768,993
未払法人所得税	1,078,615
その他の金融負債	1,014,877
その他の流動負債	1,019,382
非流動負債	7,177,903
借入金	4,972,268
引当金	358,573
その他の金融負債	1,841,879
その他の非流動負債	5,182
負債合計	15,237,730
資本	
親会社の所有者に帰属する持分	11,599,176
資本金	1,866,828
資本剰余金	1,854,394
利益剰余金	7,824,058
自己株式	△463
その他の資本の構成要素	54,358
資本合計	11,599,176
負債及び資本合計	26,836,906

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入しております。

連結損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額
売上収益	30,285,976
営業費用	△25,569,712
その他の収益	68,085
その他の費用	△4,688
営業利益	4,779,661
金融収益	4,093
金融費用	△141,300
税引前利益	4,642,453
法人所得税費用	△1,425,767
当期利益	3,216,686
帰属：	
親会社の所有者	3,216,686
当期利益	3,216,686

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,439,427	流動負債	1,073,313
現金及び預金	2,912,232	1年内返済予定の長期借入金	773,320
営業未収入金	935,231	未払金	171,501
前払費用	48,429	未払費用	12,177
未収還付法人税等	467,260	未払法人税等	39,864
その他	76,275	未払消費税等	24,277
		賞与引当金	52,173
固定資産	14,512,794	固定負債	9,137,909
有形固定資産	9,840	長期借入金	5,001,680
建物附属設備	5,478	関係会社長期借入金	3,973,139
工具、器具及び備品	4,362	長期未払費用	162,994
		その他	95
無形固定資産	10,715	負債合計	10,211,222
商標権	2,828	(純資産の部)	
ソフトウェア	7,886	株主資本	8,686,642
投資その他の資産	14,492,240	資本金	1,866,828
投資有価証券	170,170	資本剰余金	2,010,228
関係会社株式	14,241,514	資本準備金	2,008,572
関係会社長期貸付金	41,000	その他資本剰余金	1,657
繰延税金資産	25,078	利益剰余金	4,810,048
その他	35,447	その他利益剰余金	4,810,048
貸倒引当金	△20,969	繰越利益剰余金	4,810,048
資産合計	18,952,222	自己株式	△463
		新株予約権	54,358
		純資産合計	8,741,000
		負債純資産合計	18,952,222

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入しております。

損益計算書 (2021年1月1日から2021年12月31日まで)

(単位：千円)

科目	金額	
営業収益		4,212,130
営業費用		1,154,161
営業利益		3,057,969
営業外収益		
受取利息	101	
関係会社事業損失引当金戻入額	17,155	
その他	1,036	18,292
営業外費用		
支払利息	70,358	
支払手数料	46,099	
貸倒引当金繰入額	7,898	
その他	110	124,464
経常利益		2,951,797
税引前当期純利益		2,951,797
法人税、住民税及び事業税	119,482	
法人税等調整額	△9,594	109,887
当期純利益		2,841,910

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社ダイレクトマーケティングミックス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 間 薫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ダイレクトマーケティングミックスの2021年1月1日から2021年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、株式会社ダイレクトマーケティングミックス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年2月22日

株式会社ダイレクトマーケティングミックス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 仲 昌 彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 谷 間 薫
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイレクトマーケティングミックスの2021年1月1日から2021年12月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2021年1月1日から2021年12月31日までの第5期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書、並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年2月22日

株式会社ダイレクトマーケティングミックス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 三宅 稔 男 ㊟

社外監査役 前田 健次郎 ㊟

社外監査役 清原 大 ㊟

以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing, consisting of 20 lines.

メ モ

A series of 20 horizontal dashed lines for writing.

